

平成 23 年 6 月 2 日

理事（人事労務・財務担当）坂口 力殿

三重大学教職員組合中央執行委員長

後藤 洋子

## 国家公務員給与削減に関する意思確認および組合の意見表明

この間、東日本大震災の復興財源確保を名目とした国家公務員給与削減案が示され、一部公務員労働組合がこれに合意した旨、新聞等で報道されております。また、独立行政法人職員については、削減が強制されるものではないが、各法人の自律的・自主的な労使関係の中で議論して欲しい旨、総務大臣が発言しているところでもあります。

新聞報道等によれば、同案は、2013 年までの間、5～10%もの大幅な給与削減を求める内容であり、対象となった人々の生活に重大かつ深刻な影響を及ぼすことは明白であります。したがって、我々教職員組合は関係法案の動向を注視しつつ、以下、本件について大学当局の意向をお尋ねするとともに、この機会を利用し我々の見解を表明いたします。

### 記

#### < 意思確認並びに要望 >

1. 給与法の改正法案が可決された場合、同法に準拠する形で国立大学法人三重大学教職員の給与削減を実施する意向をお持ちか否か、明確にご回答ください。

2. もし、給与削減を実施するご意向であれば、その根拠をお聞かせください。併せて、この件につき我々と交渉する場を速やかに設けてください。

### < 三重大学教職員組合の見解 >

1. 我々は、東北地方の一日も早い復興を祈念するところではありませんが、このような形での一方的な給与削減には反対します。人事院勧告を無視しての合意形成には手続き的に無理があると考えざるを得ないこと、この時期における国家公務員の給与引き下げは消費減退を通じ経済に悪影響を及ぼし、ひいては復興の妨げにすらなると考えられること、以上が反対の主たる根拠です。

2. 同様に、三重大学教職員の給与引き下げにも反対します。我々は人事院勧告に従う形で、既に給与を引き下げられています。このうえ、更に大幅な給与削減がなされては、家計に深刻な影響が及びます。そもそも、震災復興の財源を確保する名目で我々の給与を削減するという論理展開にはいかにも無理があるうえに、どのような手順でどう復興に役立てるのかなど疑問・疑念が尽きないこと、以上が主たる理由です。

以上